

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2021年12月7日

東京都作業部会確認 2021年12月9日

事業名 共同実施事業(オペレーション)

案件名 晴海選手村宿泊施設等の原状回復に関する協定書について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件はオペレーションに係る事業であり、経費分担は平成29年5月31日の大枠の合意に基づくものである。 大枠合意に基づき、パラ経費相当分の1/4を都が負担することとなっている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 選手村の運営は組織委員会が全面的に担うことから、組織委員会が本件を一括執行する合理性が認められる。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」に基づき、組織委員会は選手村施設の原状回復に関し、都に対してその責任を負い、原状回復にかかる費用を負担することとなっている。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールや工事の効率性を重視し、建物明渡し後に、特定建築者が、内装解体工事や特定建築者の改修工事と併せて原状回復工事を行うこととしている。 原状回復清掃等は、明渡し前検査において破損・汚損等の発生が確認され、原状回復工事が生じたことにより清掃等の範囲が減少する場合には、該当する項目について、その分を減じた数量に変更した上で算出した金額である。

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会が加入する賠償責任保険の適用が可能となる項目や選手団に請求すべき項目については、公費負担の対象外とする。 ・経費について、公共建築工事標準単価積算基準等を参考に、実態を踏まえて適正に算出されている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業はパラリンピック大会時を含め、選手村運営のために必要な経費であり、大枠合意に基づく公費負担の対象として適切といえる。 ・当該経費はV5予算の範囲内であることを確認している。 ・現時点で組織委員会が加入する賠償責任保険の適用の可否を確認中の項目については、今後適用されることが確定された場合、公費負担の対象から除外するものとする。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。